

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	経済戦略局 観光部 観光課 (06-6469-5164)
処分課（担当）名	大阪城パークセンター（指定管理者）
処分の名称	大阪城天守閣資料貸出許可
概要	天守閣資料の貸出を受けようとする方は、指定管理者の許可を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	大阪城天守閣条例 第8条 (http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
審査基準	○ 次に掲げる要件を満たす必要があります。 1 天守閣資料を紛失、き損又は汚損するおそれのないこと 2 天守閣資料の貸出に際して、職員の指示に従うこと 3 天守閣資料の貸出期間内に必ず返却すること 4 その他条例、規則等を遵守すること
標準処理期間	即日～7日
経由日数	なし
提出先	大阪城パークセンター（指定管理者）大阪城天守閣
提出時期	随時
提出方法	資料貸出許可申請書を許可を受ける施設窓口へ提出してください。
手数料	不要
相談窓口	大阪城パークセンター（指定管理者）大阪城天守閣
ホームページ	http://www.osakacastle.net/
備考	